

京都市訓令甲第 3 号
庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年6月16日

京都市長 門 川 大 作

別表保健福祉局の款医療衛生推進室の項医療衛生企画課の目中

「

感染症に 関する業 務に従事 する職員	交替に 午前8時45分か ら午後5時30分 まで 午後1時15分か ら午後10時まで	一般職員に 同じ	日曜日、4 週間を通じ て4日、祝 日法による 休日並びに 1月2日、 同月3日及 び12月2 9日から同 月31日ま で。ただ し、医療衛 生企画課の 職員に兼職 されて感染 症に関する 業務に従事 する職員に あつては、 一般職員に 同じ。
------------------------------	---	-------------	--

を

」

「

<p>感染症に関する業務（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する業務を除く。以下この目において同じ。）に従事する職員</p>	<p>交替に 午前8時45分から午後5時30分まで 午後1時15分から午後10時まで</p>	<p>一般職員に同じ</p>	<p>日曜日、4週間を通じて4日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。ただし、医療衛生企画課の職員に兼職されて感染症に関する業務に従事する職員にあっては、一般職員に同じ</p>
<p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する業務に従事する職員</p>	<p>交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時45分から午後5時30分</p>	<p>一般職員に同じ</p>	<p>一般職員に同じ</p>

に改める。

	まで		
	午前11時15分 から午後8時まで		

」

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)